

狭山市告示第275号

建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定

平成20年狭山市告示第262号（建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定）の一部を次のように改正し、平成24年1月1日から施行する。

平成23年11月21日

狭山市長 仲川 幸成

第2号中「3年間」を「3年6月間」に改める。